

《論 説》

オランダ・スヒーダム市におけるカトリック党選
挙組織の活動について

—1897年～1907年—

作 内 由 子

はじめに

本稿は世紀転換期のオランダにおいてカトリック政党地方選挙組織がどのように発達してきたのかを検討するものである。オランダでカトリック政党が支持を拡大していった経緯については、党の中央エリートの行動や、地方については教会や社会経済団体などのさまざまなカトリック系組織の発展から説明されてきた¹⁾。しかし、地方の党組織を正面から扱う研究は管見の限りない。

しかし、全国的な政党組織網の形成途上において、地方選挙組織がどのように発展してきたかという問題は最終的に形成される党組織のありようを左右する。概してオランダの政党組織は系列の社会経済団体の影響をほとんど受けることがなく、またカトリックに関して言えば表立っては密接な関係を否定するものの、一貫して教会と有効な関係にあった。これは隣国ベルギーの政党が社会経済団体の連合体の様相を呈しており、またベルギーのカトリック政党が教会とは々非々の関係にあったことを鑑みれば、決して当然のことではない。こ

1) 前者としてBornewasser(1998)、後者についてRighart(1986)、特定の地域を扱ったものとして例えばVerhage(2003)、両者を組み合わせたものとして、Van Meeuwen(1998)、Hoogenboom(2004)など。

の問題について、地方の選挙組織をつぶさに観察することで一つの視座を得ることが本稿の課題である。

このような研究が見られない最大の理由として一般にオランダのカトリック地方選挙組織の史料がほとんど残されていないことが挙げられる。残されているものは名望家を中心になって運営していた1860年代から1880年代のものと、第二次世界大戦後のものが多い。また残されていたとしても短期間であったり、簡単な議事日程のみであったり、そこから何らかの実態を浮かび上がらせるのは困難である。

しかしながらスヒーダム市のそれは1897年から1954年までと例外的に長期にわたるのが特徴で、比較的詳細な議事録が残されている。その内容は、議事録1冊目 1897年～1907年、議事録2冊目 1918年～1931年、議事録3冊目 1931年～1937年、年次報告 1934年～1940年、議事録4冊目（執行部会議の議事録） 1945年～1954年である。

本稿ではスヒーダム市²⁾のカトリック選挙組織「権利・義務・秩序recht, plicht en orde」の議事録を史料とする。この議事録をもとに、選挙組織が設立された1897年から一冊目の議事録のカバーする1907年までについて扱う。1. ではオランダ各地でカトリック選挙組織が設立されていく背景を示し、2. ではスヒーダムの事例を史料に基づいて検討していく。

1. カトリック地方選挙組織設立の背景

「権利・義務・秩序」が1897年に設立されたのはたまたまではない。この時期に大幅な選挙権の拡大がなされ、それに対応するために新組織がつけられる必要があったのである。

1896年5月、下院に選挙権を大幅に拡大する法案（ファン・ハウテン法）が提出された。選挙権の拡大をめぐることは、数年来、議会の内外で激しい論争が

2) スヒーダム市における政治的社会的組織化の過程一般については、Van der Horst (1985) を参照せよ。

繰り広げられていたが、この法案で決着を見ることになった。この法律によって、従来30万人程度だった有権者は57万人にまで増加し、熟練労働者まで包摂されることとなった。

既存の政治勢力は、この選挙権拡大に伴い、いかにして新有権者を獲得するかで大わらわになった。

本稿で扱うカトリックの政治家たちもその例外ではなかった。カトリック議員団は翌年の下院選挙を控え、カトリックの綱領である『行動綱領Program van Actie』を策定し、また、各地ではカトリック選挙組織が叢生した。当時のオランダで組織らしい組織を持っている政党はカルヴァン派の反革命党しかなく、カトリックの人びとは手探りで組織化を進めていったのである。

ファン・ハウテン法はカトリック勢力内部のさまざまな思惑を噴出させた。

思惑の一つは、カトリック労働者の地位改善である。新選挙法によって選挙権が熟練労働者まで拡大されたことから、これをきっかけとして労働者の政治参加が増加し、社会立法が実現するのではないかと期待された。

例えば、1896年6月³⁾、カトリック労働者団体の一つ「オランダ・ローマ＝カトリック人民同盟Nederlandsche Rooms-Katholieke Volksbond」の全国大会では、議長のパストールスW. C. Passtoorsがオランダの労働者が政治的に不活発であることを嘆きつつ、しかし選挙権拡大によってこの状況が改善され、議会でも年金問題をはじめとする社会立法について議論されるだろう、との期待を示した。また、そのためには、労働者の政治参加が必要であるとして、この大会の中では、アムステルダム支部は、既存のカトリック選挙組織と連携すること、あるいは選挙組織がない場合は、人民同盟が自分たちで選挙組織を設立すること、を提案している。

このように労働者の政治参加の機会が開かれると、カトリック内部の政治的統合が脅かされるという懸念も強まった。すなわち、カトリック労働者が既存のカトリック選挙組織と別個に選挙組織を設立することへの危惧である。例えばカトリック下院議員のスハーブマンは、ユトレヒトの選挙組織「皆の権利」

3) *Nieuw Schiedamsch Courant*(NSC) op 23 juni 1896.

の演説で、選挙法が変わって選挙権が拡張するので、カトリック党はしっかりした力強い組織が必要であり、労働者とそれ以外で選挙組織が分裂するのではなく選挙組織は全ての階層を包摂していなくてはならない、と主張した⁴⁾。隣国ベルギーのカトリック政党が職能別に分裂している現状をみれば、その危惧ももっともであった。

このようなカトリック内部の経済利害の対立を抑制するために議論されたのが聖職者の役割である。精神的権威である聖職者が介入することによって、対立を緩和することが期待されていた。もっとも、聖職者への依存は、党の自律性を損なう、政教分離に反して他党からの批判を招く、それでもさらに分裂してしまった場合オランダ・カトリックの精神世界まで分裂が波及する、といった問題を起こしかねなかった。そのため党と聖職者との関係はかなりセンシティブだったのである。

以上の通り、党は一方では労働者との、他方では聖職者との関係を慎重に構築していく必要があった。もっとも、この時期のカトリック「党」は組織政党としての実態をなしておらず、各地につくられた選挙組織の集合体でしかなかったため、中央の意思を末端までいきわたらせることは不可能だった。また、聖職者の側は司教区ごとに自律的であり、教会の方針はそれぞれの司教の一存で決められたため、一元的な党-教会関係は想定し得なかった。

選挙権拡大に伴い生じた思惑にはさらに、カルヴァン派政党との選挙協力がある。

当時の政党システムは、議会で優位の自由主義勢力と、自由主義勢力に対抗するカルヴァン派、カトリックそれぞれの勢力という構図であった。本来、カルヴァン派とカトリックとは相容れない関係にあるが、自由主義勢力が促進する教育の世俗化を抑えるため、政治の側面では協力関係ができていた。選挙権の拡大によってこれら宗派勢力の支持者が拡大し、自由主義勢力に打ち勝つ余地が広がったのである。

当時の下院の選挙制度はおおむね小選挙区二回投票制であったから、カル

4) NSC op 12 november 1896.

ヴァン派とカトリックとがそれぞれ得票を伸ばすだけでは足りず、両者の選挙協力が不可欠であった。そこで、1897年5月にユトレヒトで開催された各地のカトリック選挙組織の代表が集まる会合では、第一回投票からカルヴァン派の候補に投票すべきことが確認された⁵⁾。しかしカルヴァン派の人々もカトリックの人々も宗教上の違いからお互いを快くは思っておらず、教会も宗派間で信徒が交流することを忌避していたため、異なる宗派の候補者に投票をするということは決して容易なことではなかった。

以下では、ファン・ハウテン法以降にスヒーダム市のカトリック選挙組織「権利・義務・秩序」がカトリック党内の集権化の圧力とそれに対する地方の抵抗、カトリック内部の聖職者や労働者団体といった多様なアクター間の関係、反革命党をはじめとする他党との関係から、全国組織政党が形成されていく過程を描き出そう。

スヒーダム市はオランダの西部に位置するロッテルダム近郊の都市で、古くから蒸留酒の製造で栄えた。カルヴァン派とカトリックとが混合する都市で、カトリック教徒は蒸留酒の製造元など名家の中にもいたが、全体には少数派であった。

2. 「権利・義務・秩序」

(1) 党選挙組織「権利・義務・秩序」の成立

1897年1月28日、スヒーダムのカトリック選挙組織「権利・義務・秩序」の設立集会がにぎにぎしく開催された。

スヒーダム市にはすでにカトリック選挙組織として「憲法De Grondwet」が1876年以来存在していた⁶⁾が、この年、ファン・ハウテン法をきっかけに新

5) *Schiedamsche Courant*(SC)op 8 mei 1897, Notulen Vergadering der Besturen op 14 mei 1897.

6) De Coninck(1998), p. 369.

たな選挙組織として再出発することになったのである。この集会では規約の策定や執行部の選挙が行われ、つつがなく承認された。

設立集会には多くの労働者が参加していたであろう。カトリック労働者団体である人民同盟のスヒーダム支部では、前年の11月に会合を開き、労働者の政治参加について議長が演説している⁷⁾。彼によれば人民同盟の支部そのものが政治組織を作るのは、内部に不和をもたらすので望ましくないが、支部全体がまとまって選挙組織に加入し、労働者の声を選挙組織に聞かせるのは望ましいことである。結果、人民同盟のスヒーダム支部は有権者全員が「権利・義務・秩序」にまとまって加入することになった。

もっとも、「権利・義務・秩序」の中の労働者たちは集団としてそのプレゼンスを発揮することはなかった。カトリック内で労使が政治的に対立することへの強い危機感が共有されていたのに加え、後に見るように労働者の多くは政治に関心を持たなかったのである。

よって、「権利・義務・秩序」の中で労働者が対立を惹起することはなかった。例えば、1906年の市議選候補を議論する際に、執行部の挙げた候補に対抗してフレドリクスJ.H.Fredriks⁸⁾が「労働者候補」であることを理由に推挙されている。確かにフレドリクスは人民同盟で貯蓄銀行の創設に尽力するなどの活動をしていたが⁹⁾、彼は実際には労働者によって推薦された候補者ではなかったようである。当時、長らくスヒーダムでは、蒸留酒を古くからの製法に依拠して穀物から製造するか、それとも安価に砂糖大根・馬鈴薯などから製造するかをめぐって対立が起きていた¹⁰⁾。執行部の挙げた候補は穀物派で、フレドリクスは「労働者」という表向きの看板をつけて砂糖大根・馬鈴薯派がそれに対抗して担いだ候補であった。それに対して当然、穀物派から激しい反対がおきた。投票の結果、票はきれいに割れて僅差で執行部の推す穀物派が候補者に選ばれ

7) NSC op 1 december 1896.

8) J.H.Frederiksと記載されることもある。

9) NSC op 16 februari 1933.

10) Notulen Vergadering op 10 april 1901.

た¹¹⁾。スヒーダムのカトリックにとって地域政治の中で労使関係は真の争点を隠すためのレトリック以上のものではなかったのである。

(2) 選挙協力

スヒーダムとその周辺地域で有権者は6350名程度、そのうちの1825人をカトリックと「権利・義務・秩序」の人びとは推計している¹²⁾。小選挙区二回投票制を採る下院議員選挙でカトリックの独自候補を立てても当選の見込みがないことが自明であるから、より望ましい他勢力の候補を最初からたてる方がよい、と考えられた。

当時、ヨーロッパ全体でカトリック勢力は自由主義勢力と対立していた。教皇ピウス9世が『誤謬表』(1864年)を発表し、自由主義を非難して以来、各国のカトリック勢力は自由主義勢力との溝を深めていったのである。

オランダではそれまでマイノリティたるカトリック勢力は信教の自由を主張する自由主義勢力と近い関係にあったが、60年代を境に関係が悪化し、カルヴァン派勢力との選挙協力へと変化していったのである¹³⁾。

1896年の選挙法改正によって、自由主義勢力に勝利する可能性が高まり、両者の選挙協力がさらに促進されたのは既に見たとおりである。1897年5月5日に各地の選挙組織の代表による集会で、カトリック選挙組織は反革命党の選挙組織と協議し、一般的な利益からそれが望ましい場合、その地域の反革命党の候補者に第一回投票から投票する旨が決定された。その理由として、カルヴァン派の綱領も自由主義と対立するものであり、カルヴァン派に第一回投票から協力しなければ自由主義の候補が勝利してしまうであろうことが挙げられた¹⁴⁾。

もっとも、直後の1897年選挙では早々に反革命党との協力が破綻した。反革

11) Notulen Vergadering op 16 maart 1906.

12) Notulen Bestuursvergadering op 10 mei 1897.

13) 反革命党とカトリック勢力との選挙協力上の接近については、van Zutthem (2001: 26-61) および作内 (2016) を参照せよ。

14) SC op 8 mei 1897.

命党のスヒーダム支部は、「権利・義務・秩序」と相談もせずに現職の候補者を立て、その候補者は1891年に下院議員になったあと、カトリックには受け入れがたい態度を取っていた人物であるとして、「権利・義務・秩序」は別の候補を推薦することにしたのである¹⁵⁾。その候補は、反革命党から分裂していった同じカルヴァン派の別の候補で、選挙ではこちらの候補が当選した。

その後の下院選挙では1897年の反省が生きたのか、選挙協力に成功している。その理由の一つには、反革命党の集権的な組織と党首カイベルの精力的な活動があったといえるだろう。

それは1901年の下院選挙に顕著に表れている。1901年は1897年つまりカトリックが反革命党と候補者を調整できなかった選挙の改選の年であった。そこで、前回カトリックの推薦したカルヴァン派の現職候補も立候補を表明した。しかし、今回「権利・義務・秩序」は反革命党の候補イデンプルフA.W.F. Idenburgを推薦することにする。

その理由が「権利・義務・秩序」での議論からいくつか見えてくる。まずスヒーダム郊外のフラールディンゲンVlaardingenの代表は、現職候補は地域利益を議論する場に現われなかったので、その地域のカトリックは彼に投票しないだろうと主張した。しかしより重要なのは、反革命党の党首カイベルがじきじきに「権利・義務・秩序」の執行部と接触し、イデンプルフの人物保障をといったという点だろう¹⁶⁾。当時カイベルは全国をまわって、各地の選挙組織に介入し、より当選可能性の高い候補を擁立させていた。地方の自律性が高い当時、集権的な組織を持つ反革命党は例外であったのである。宗派政党間の協力は、単なる中央レベルの合意に止まらず、また各選挙組織同士の努力にゆだねられるのでもなく、反革命党党首カイベルの剛腕によって支えられていたといえよう。

15) Notulen Zitting op 21 mei 1897.

16) Notulen Vergadering van 10 mei 1901.

(3) 支持拡大の問題

当然のことながら、カトリック選挙組織にとって、選挙運動の対象はカトリック信者に限られていた。政策を幅広く主張することによって他の宗派の人びとにまで支持を拡大するという戦略はまったく想定範囲外であった。よって、運動の課題は、いかにしてカトリック信者の票を最大限まで掘り起こすか、という点にあった。

設立当初、「権利・義務・秩序」の集会には、300人ほどの参加者があったが、一年も経たないうちに参加者は減り、数十人程度にまで落ち込んだ。党費の収支は赤字で、翌年5月の会合では、党費をそれまでの一人一年50セントから1ギルダーに引き上げることが検討された¹⁷⁾。

さらに、カトリック有権者の政治への無関心は著しかった。税金の未払いで有権者の資格を失ったり、有権者登録をしなかったりで、選挙組織発足当初よりも有権者数が減ってしまったのである。1901年からは有権者リストを作り直して、カトリック有権者の把握につとめた¹⁸⁾。

1902年には、人民同盟が団体加入をやめてしまい、黨員確保が喫緊の課題となった¹⁹⁾。そのために、党費も一転して一人当たり年25セントと低く抑える必要に迫られた²⁰⁾。単純に黨員が減ったというだけでなく、熱心な活動家も確保できていなかった。選挙の当日に活動する人員が一人も出せない、というケースもあった²¹⁾。

有権者獲得に悩む選挙組織は、次第に聖職者の影響力を頼りにするようになる。

17) Notulen Zitting op 12 mei 1898.

18) Notulen Zitting op 10 maart 1901.

19) NSC op 13 juni 1902.

20) Notulen Vergadering op 5 november 1902.

21) Notulen Vergadering op 22 januari 1907.

(4) 教会との関係

オランダのカトリック教会は司教区ごとに分権的であり、全国的に統括されていたわけではなかった。スヒーダムはハールレム司教区に属する。

19世紀の後半からカトリック信徒の労働組合や余暇団体といった世俗的な団体への組織化が進んだ。その際、これらのカトリック団体について司教は規約を裁可し、指導司祭 *geestelijke adviseur* を任命した。

もっとも教会は、政党に関しては政教分離の建前を維持し、規約の裁可も指導司祭の任命もしなかった。だが実際には政治組織にも聖職者が積極的に関与していた。スヒーダムの「権利・義務・秩序」の議事録からは、聖職者がどのように関与していたのかが見えてくる。

当初は強く政教分離を意識していたようである。1902年の会議²²⁾では、会議の冒頭と終わりに祈りをささげるべきという主張に対して、それは望ましくないとしている。1907年²³⁾にも同様に、この団体が政治団体であって、宗教団体でないことを理由として否定している。この傾向はその後緩和され、1917年には会議が「キリスト教的な挨拶」で開始されるようになった²⁴⁾。

聖職者は、当初「権利・義務・秩序」に直接関与することはなかった。この傾向が変わるのが、1904年である。5月の集会にフェルーフエ *Verhoeve* 司祭が参加した²⁵⁾。その際、議長は司祭の参加を集会の冒頭で特に言及している。この点について「権利・義務・秩序」は他の政治勢力に特に隠すつもりもなかったようで、新聞の集会要旨にもその旨記載がある²⁶⁾。フェルーフエなどの司祭は、その後も何度か集会に参加し、カルヴァン派政党との選挙協力や、政策の内容など多岐にわたって意見を述べている。

選挙組織側からの聖職者への期待は主に有権者の動員という点にあった。例

22) Notulen Vergadering op 21 feburari 1902.

23) Notulen Vergadering op 22 januari 1907.

24) Notulen Vergadering op 4 juni 1917.

25) Notulen Vergadering op 4 mei 1904.

26) NSC op 6 mei 1904.

えば、1905年の選挙のときには、司祭の協力を求めることが望ましいと議論され²⁷⁾、また、1907年には、有権者リストを作成するにあたって、書類の配布に聖職者が協力することが提案された²⁸⁾。1917年に男子普通選挙・比例代表制が導入されてカトリック票の徹底的な掘り起しが必要になると聖職者への依存はより組織的になっていく。それについてはここでは対象外なので今後の課題とする。

おわりに

スヒーダム市のカトリック地方選挙組織「権利・義務・秩序」は、ファン・ハウテン法による選挙権拡大にともない新たな有権者を獲得するため1897年に設立された。マイノリティであったカトリックは他の宗派政党と協力し、自由主義勢力に対抗して候補者を当選させることを目標とした。

選挙権の拡大にも拘らず、労働者たちは特に政治的関心を表わすこともなく、カトリック内の政治争点はローカルな問題に終始していたため、ローカル産業の有力者が選挙組織を実質的に指導していた。

もともと、選挙権が拡大して労働者にも投票に行ってもらう必要があるのに加え、活動資金にも事欠くありさまで、少数の有力者のみでは政治動員に限界があった。そこでその役割を担うアクターとして聖職者が選挙組織の中に入り込んでくることになったのである。

史料

Gemeentearchief Schiedam

223 Rooms-Katholieke Staatspartij(RKSP). Later Katholieke Volkspartij(KVP),
[1926]-1962, inv. 1.

27) Notulen Vergadering op 7 januari 1905.

28) Notulen Vergadering op 22 januari 1907.

参考文献

- Bornewasser, J. A., (1995), *Katholieke Volkspartij 1945-1980. 1. Herkomst en groei (tot1963)*. Valkhof Pers
- De Coninck, P., (1998), *Een les uit Pruisen: Nederland en de Kulturkampf, 1870-1880*. Verloren.
- Hoogenboom, M., (2004), *Standenstrijd en zekerheid. Een geschiedenis van oude orde en sociale zorg in Nederland*. Boom.
- Van der Horst, J. J. (1985), 'Daar komt de huichelaar. Laten wij onze mond houden'. Verzuiling in Schiedam (1890-1917), in J. C. H. Blom en C. J. Misset red. 'Broeders sluit U aan'. *Aspecten van verzuiling in zeven Hollandse gemeenten.*, De Bataafse Leeuw.
- Van Meeuwen, Jos, (1998), *Lijden aan eenheid. Katholieke arbeiders op zoek naar hun politieke recht 1897-1929*. Hilversum: Verloren.
- Righart, Hans, (1986), *De katholieke zuil in Europa. Het ontstaan van verzuiling onder katholieken in Oostenrijk, Zwitserland, België en Nederland*. Boom Meppel.
- Verhage, H., (2003), *Katholieken, kerk en wereld. Roermond en Helmond in de lange negentiende eeuw*, Verloren.
- Van Zuthem, Johan, (2001), 'Heelen en halven'. *Orthodox-protestantse voormannen en het 'politiek' antipapisme in de periode 1872-1925*. Hilversum: Verloren.
- 作内由子 (2016) 「オランダ・カトリックの政党観 —スハープマン『試論』(1883年)を中心に—」『獨協法学』第100号、pp. 200-222。